

在留資格「日本人の配偶者等」への変更依頼手続きの流れ

行政書士アレックス国際事務所

1 当事務所へのご依頼

2 ご夫婦との面談

- ・お客様の状況確認
- ・配偶者ビザ取得要件の診断

3 報酬のお支払い

4 必要書類のご案内

- ①お客様が集める書類
- ②当事務所が代理で集める役所発行の書類

5 資料の作成(「申請理由書」など)

※ヒアリングの実施

6 申請書類の準備

7 京都入管への申請(当事務所が申請取次)

※入管からの質問対応

8 京都入管の審査

※標準審査処理期間:1か月~2か月

9 在留資格「日本人の配偶者等」取得

